

住民監査請求に係る監査結果

平成 18 年度の区長会研修補助金の不正使用問題について

監査委員 野見山 英 治

監査委員 柴 田 正 詔

第 1 監査の請求

1. 請求人

水巻町 林 一広 水巻町 林 ひさ子 水巻町 古賀信行

2. 請求書の提出

平成 19 年 6 月 22 日

3. 請求の要旨

監査請求書及び請求書添付の事実を証する書面から、本件請求の要旨を次のとおりとした。

区長会研修補助金は公益上の必要性が認められず、関係する法律、規則、基準、要綱等にのっとりた支出ではない。十分な調査を行い公正な判断をすること。

平成 18 年度区長会研修補助金 474,300 円を決定した町長に、返還を求める。

研修随員職員の旅費 15,000 円と日当についても研修とは認め難いものであるため、町長に返還を求める。また、総務課長がこの事実を知り得ていたかどうかの調査を行い適切な処置を求める。

社会福祉協議会、日赤募金から各 60,000 円の「ご芳志」について、なぜ支払われたかの顛末について情報公開を強く要望する。

1泊2日で1人当たり30,000円超の研修旅行は社会通念上認め難い。

平成 17 年度（長崎原爆記念館）、平成 16 年度（しものせき環境みらい館）の研修についても遡り調査し事実であれば町長に返還を求める等処置をされたい。

第 2 監査の実施

1. 請求人の陳述及び証拠の提示

地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、平成 19 年 7 月 24 日に本件監査請求人 3 名のうち希望のあった、林 一広氏、古賀信行氏の陳述を受けた。また新たな証拠の提示を受け付けた。

（内容）

請求の趣旨は監査請求書のとおりだが、補充としては、「公益」ということは、社会一般の利益、公共の福祉と同じ概念で、不特定多数の人の利益を実現する目的が必要である。

実績報告書にきちっと、研修をした実績が書かれて提出されているのか。

綾町は日本でも有名な地方自治を貫いていこうとする町なので、せっかくだいい町に行っていないながら全く研修をしたということが感じられない。研修日を月、火に設定して、綾町役場に立ち寄り話を聞くなどしてはどうだったか。

区長会の会費である 16,000 円は、全区とも区費からの支出であり、区長は丸々、個人の手出しなしで、この旅行に行っていることになる。

職員随行の理由は何か、また、区長会研修費の中から職員の宿泊代、飲食代等が支払われていれば問題がある。

水巻町区長会研修補助金交付要綱第 2 条による補助の対象となる経費は、交通費、入場料、講演会参加費、教材費等となっているが、それ以外の費用に出ている。

平成 16 年の区長会研修は総務課が企画しており、この旅行についても役場自体が企画、立案それから随行までしていると思っている。

社協、日赤からの各 6 万円の寄付はどうしてこのような寄付がもらえるのか、役場が中に入っているのではないか。

(提出資料) 平成 19 年 7 月 19 日～20 日受付

証拠 綾町ホームページの抜粋、酒仙の杜ホームページの抜粋 4p

証拠 綾町研修についての記述書、書籍のコピー 2p

2. 監査対象部局及び関係人調査

(1) 監査対象部局を水巻町総務課とし、総務課長、庶務係長から資料の提供及び説明を受けた。

(内容)

補助金については、研修視察はこの研修だけを捉えるのではなく、区長さんの役割も合わせてとらえたいうで助成の判断をすべきであると考えている。

研修会は、宮崎県綾町が合併をしないで独自で行政運営を行い行財政再建に取り組んでおり、地域一体となって町起こしを行っている自治体であるので、そのようなテーマをもって視察を行うことは、不適切とは思っていない。これは、区長会が企画し実行したもので、研修の効果は、車中や懇親会も含めて区長相互のコミュニケーションも十分図られ、研修して見て、いろいろの効果はあったのではないかと思われる。

区長の役割については、事務委託により地域住民と町との連絡、各種文書配布、掲示板、防犯灯の管理、陳情要望の取りまとめ、募金の集金、交通共済などお願いしている。次に、区長会とは、各自治区の区長さんの集まった任意の団体で、その活動は町からの報告連絡事項の協議や各区の抱えた問題を共同のテーマにして、2ヶ月に 1 回区長会議を自主運営で行っている。総会や役員会も実施し、課長及び職員が出席している。

区長会の補助金交付要綱は平成 18 年 4 月 1 日に公布している。この根拠は水巻町補助金交付規則を基に交付基準が策定され、その基準の対象外経費のところは平成

19年4月1日から実施としている。町の補助金等検討委員会では平成18年度に補助金の見直しについて審議し、各団体へもお願いしているところである。

車中でのアルコールはビール1~2本程度で昼食時に少し飲んだ程度である。

随行は区長会の事務を所掌している総務課庶務係職員が長年随行しており、総務課長も区長会役員会に出ているので、その内容は十分把握している。

日赤や社協会費からのご芳志については、募金の中からの支出というのではなく、いったん会に納めて、事務費が交付された枠の中から、区長会へ集めてもらうお礼としてのものではないかと考える。

(資料) 区長会会議録、研修視察計画書、実績報告書、収支報告書、例規等一式

(2) 地方自治法第199条第8項の規定により、関係人として水巻町区長会の会長、副会長2名、会計の4名から資料の提供及び説明を受けた。

(内容)

研修の目的は、第1点が町づくりについて、綾町が宮崎県の唯一の先進地であることから、そのようなテーマをもって決定した。選定に当たっては県庁や関係機関に問い合わせを行い8月からの区長会で全員協議のうえ決定した。2点目は歴史的な研究や、産業の視察活動とした。3点目は日頃区で福祉、安全、安心作りに活躍され、全てをまとめる立場の区長さん相互の懇親を深めることも大切な目的として実施し、十分な効果をあげたと考えている。

研修の企画は区長会で行った。当初は島根、宮崎の2案から事前調査をして、宮崎に決定し、研修資料として8ページの冊子を独自で作成して、バスの中で配布し事前学習を行っている。

研修日程は、勤務を持たれている区長さんも多数いるため、日曜日を入れて設定している。

長年、町の総務課職員随行のもとで視察研修が実施されており、特に要請はしていないが、職員随行は町事務局の方針と考えている。

区長の役割は、区民と町とのパイプ役として、敏速に住民に内容が伝わるように、それにより事業、活動が行われるよう、補助機関としての存在でありその役割は十分果たされており、町に貢献している。

また、地域では、いざこざやゴミの問題、カラスの問題など区長が出ないと解決できない問題もあり、莫大な時間を費やしている。町の募金も日赤募金、更生保護募金、健康づくり募金、緑の募金などがあり、その意味を住民の皆さんに理解してもらって完納していただくなど、区長さんが力を尽くしている。

区長会共通の大きな課題は、未加入者問題がある。

研修を机上の学問の向上という一面的に捉えるのではなく、社会における研修とは、車中の懇親、見学先に行つての行動全てを含むものとする。

(資料) 区長会研修資料 8p

3. 監査の概要

平成 18 年度区長会研修視察は、平成 18 年 11 月 26 日（日）～27 日（月）に実施されており、区長 22 名、随員職員 1 名の計 23 名が参加している。研修視察経費は総額 768,797 円で、これに対して町から 474,300 円の補助金が支出されている。

監査請求人の請求の要旨に基づき、次の監査対象事項について審査を行った。

(1) 「公益上の必要性」がなかったかどうか。

補助金等は地方自治法第 232 条の 2 の規定により、町が「公益上の必要」がある場合に支出できるものとしている。

当該「区長会研修補助金」については、平成 18 年度予算に掲げ、町議会の議決を受けて決定されている。

また、「公益上の必要性」については、単に当該研修視察の内容のみをとらえるものではなく、当該財政援助を受ける団体の日常の活動が、町の公共の福祉に寄与しているかどうか併せて、総合的に判断することが必要であると考えます。

そこで本件の「公益上の必要性」について、次の 3 点から審査を行った。

今回の研修視察旅行については、請求人が主張する慰労的な観光旅行であったかどうかについて。

請求人の指摘では、研修テーマである「行政や公共施設の再建に取り組んで成果をあげている自治体等への視察」から実態は大きく乖離しており、研修はわずか 1 時間程度で、旅程表からも懇親、慰安目的の観光旅行であったとしている。

これに対して、関係人調査では、当該研修視察に際しては、インターネット等で予めテーマに沿う自治体の候補を 2 箇所ほど選んだ中から、「合併をせず、独自の再建を進めている自治体」として宮崎県の綾町を対象とした。視察に際しては、宮崎県庁や綾町役場等の関係機関に連絡し資料を揃えた上で、研修視察が企画されている。

また、研修の資料として 8 ページの研修視察資料集を区長会で作成し、往路のバスの中で配布し、学習を実施している。

現地では視察先の歴史や地域おこしの状況などを総合的な視点から視察、体験し、また、車中や宿舎の懇親の場では、区長どうしが校区や地域ごとに、普段なかなか話せない地域の悩みなどを、胸襟を開き話し合うことができ、今後の地域づくりの糧になったと思われる。

以上のことから、一概に請求人の指摘するような、テーマから大きく乖離し、研修目的の旅行ではなかったという事実は当てはまらず、総合的に見て研修視察はテーマに沿って実施されており、その成果もあったと認められる。

町の公共の福祉の向上に、当該団体の日常活動がどのような貢献を果たしている

かについて。

関係人調査によると、区長の業務は、各地域で区民が安心して生活が営めるように、町と区民のパイプ役として、町からの情報の提供、各種募金等の集約、防犯上の対策及び住民相互のコミュニケーションを図るための業務など、日常的に多様かつ膨大な業務を取り扱っている。

区長会は、地域のまとめ役である町内 31 区の区長さんが集まる任意団体で、活動は、2 ヶ月に 1 回区長会を実施し、町及び各地域の連絡、調整、町への要望事項などを協議している。また、区長会の前には役員会が開催され事前に会議事項などを協議している。さらに年 1 回町長及び町の課長を招いての行政懇談会が実施されている。

また、研修視察も、区長会会議の中で場所やテーマを全区長で協議し、年 1 回実施している。

このような、会議や活動を通じて、区長相互のコミュニケーションを図り、各地域における活動の糧とし、さらには各地域においての問題、課題解決に向けての重要な役割を担っている。

今回の研修視察が、町の公共の福祉向上に寄与するものであったかについて。

関係人調査では、長年にわたり区長会では、年 1 回の先進地視察研修を実施してきた。区長の業務は前述のとおり多様かつ膨大な業務であり、地域活動の推進役として重要な位置を占めている。これらの一つ一つの業務に対し、敏速かつ適切に対応することが求められており、区長自身のリーダーシップ力の向上や見識、経験の積み重ねが必要といえる。また、各区における共通の課題として、区への未加入者の問題があり、区長会の中でもしばしば話し合われている。

本件の研修視察は、他の先進的な町村等の取り組みを視察し、見識をさらに深めると同時に、町内の各自治会、区の共通の課題や悩みを、このような機会に時間をかけて打ち明け、語り合うことによって、地域の諸問題の解決に寄与するためのものであると認められる。

以上の 3 点から審査し、関係人等の証言及び請求人の請求書、陳述及び証拠により総合的に監査を行った結果、当該研修視察では、研修先の役場や地域代表との会合を持つことなど、研修方法に改善の必要があるが、区長の日常活動も含めた中で住民の福祉向上を図るものとして、区長会で協議されたうえで実施されており、その成果も報告されていることから、必ずしも請求人の主張するように地方自治法第 232 条の 2 の「公益上の必要」が認められないものであるとは言えず、請求人の指摘には理由がないと判断する。

(2) 町の規定上「不正な補助金の使用」であったかどうか。

請求人の主張は、当該研修視察補助金が町の規則、基準、要綱にのっとり不正に使

用されたものとしている。

ところで、「水巻町区長会研修補助金交付要綱」の規定は「水巻町補助金交付規則」及び「水巻町補助金交付基準」の趣旨を受けて作成されたものである。

従って、最初に当該補助金は、「水巻町補助金交付規則」に基づいて支払われたものであるか、また、当該規則に反して不正に支出された事実はなかったかを調査した。その結果、交付申請、時期、実績報告の手続き等に不正な点は見られず、規則に基づき適正に支出されている。

次に、「水巻町補助金交付基準」第5条では、慰労的な旅行に対する補助については対象外経費とする旨の規定があるが、前述(1)のとおり本件の補助金については、「公益上の必要性」が認められるので、必ずしも請求人の指摘する「懇親、慰安目的の観光旅行」の目的であったとは断定できない。また、この基準は、行財政改革の一環として補助金の適正化を図るべく、平成18年4月1日から施行されたものであるが、各財政援助団体への周知と協力要請を行う上から1年間の経過措置規定が設けられており、本件研修視察は平成18年11月26日～27日に行われているので、この条項は経過措置期間中であり該当しない。

次に、「水巻町区長会研修補助金交付要綱」は、その根拠となる「水巻町補助金交付基準」に経過措置期間が設けられていることなど検討すると、本要綱についても経過措置の規定が適用されるものであると思慮される。

以上のことから、総合的に審査した結果、研修補助金の支出については、不正な支出とは言い難い。よって、請求人の指摘には理由がないと判断する。

(3) 町職員の随行についての必要性と決済について。

研修随行職員の旅費15,000円の支出については、水巻町事務分掌条例等では区長会の事務は総務課庶務係が所掌することとなっている。

旅費の内訳は宿泊費13,000円、日当1,000円×2日分であり、この旅費を区長会へ全額支払っている。交通費は区長会借上げのバス利用のため支出していない。

ところで、当該研修視察は、前述(1)及び(2)のとおり「公益上の必要性」が認められ、区長会の活動を町が支援する上では、区長会研修視察の随行も業務のひとつであるとして、総務課長が随行職員の出張命令を行うことは、特段不適切とは言えず、請求人の指摘には理由がないと判断する。

(4) 日赤募金・社会福祉協議会からの「ご芳志」の提供について。

当該会費、募金の事務費等からのご芳志については、町の財務会計上の支出行為ではなく、地方自治法第242条第1項の監査請求事由である「違法若しくは不当な公金の支出」には該当しないことから、請求人の請求には理由がないと判断する。

(5) 1泊2日で1人当たり30,000円超の研修旅行は社会通念上認め難いことについて。

研修視察は、参加人員 23 名（区長 22 名、随員職員 1 名）で実施されている。別途当該研修視察を担当した観光会社の手配で運転手、ガイド、添乗員が添乗しているが、このガイドについては不要ではなかったかと思われる。

研修旅費の総額は 768,797 円であり、収入の内訳は町補助金 474,300 円、随員職員旅費 15,000 円、ご芳志 120,000 円、区長会積立金からの負担金 159,497 円で、これを 23 名の参加者で割ると、参加者一人当たりの経費は 33,426 円である。

請求人が主張する研修旅費として社会通念上認め難い金額に該当するかどうかは一概に判断することは出来ないが、一般的な 1 泊 2 日の行程の旅行として検討した限りにおいては、社会通念上認められない金額であるとは言えないので、請求人の指摘には理由がないと判断する。

（ 6 ）平成 16 年度及び平成 17 年度の区長会研修補助金の支出について。

請求人が、平成 17 年度（長崎原爆記念館）、平成 16 年度（しものせき環境みらい館）の研修についても遡り調査し事実であれば町長に返還を求めていることについて、地方自治法第 242 条第 2 項の規定では、住民監査請求はその行為があった日から 1 年を経過した場合は出来ないこととされている。

当該研修視察からはそれぞれ 1 年 6 ヶ月、2 年 6 ヶ月が経過しており、また、特例規定であるこの期間を過ぎて請求することが出来る「正当な理由」についても、水巻町は平成 11 年 10 月 1 日から情報公開条例を施行しており、請求人が条例に基づき、平成 16 年度及び平成 17 年度の当該補助金の情報を知り得ることは容易であったことを考えると、正当な理由は特に認められないことから、請求人の請求には理由がないと判断する。

第 4 監査の結果

請求人が指摘する平成 18 年度区長会研修視察補助金の不正使用等については、水巻町総務課及び関係人の調査を実施し、審査した結果、総合的に判断すると、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する違法若しくは不当な公金の支出には該当しないので、請求については理由がないものと判断する。よって本請求を棄却する。

第 5 監査意見

水巻町では平成 17 年度に「行財政改革緊急行動計画」を策定し、現下の厳しい地方財政危機の状況を、地域と職員とが一体となって乗り越えて行こうとしている。

今後、ますます厳しくなる財政状況に対し、更に無駄のない適正な行財政の確立を目指して行く必要があるため、町においては、本件をはじめとする各種の補助金、負担金等の支出についても、住民に対して誤解を受けるようなことのないよう、法律等の趣旨に基づき、目的や規定を十分見極めたうえで、部内職員や外部団体へ適切な指導を進めて行かれるよう、要望する。

さらに、行財政運営に対する住民の関心が高まる中で、研修視察の企画に関しては、町と各団体が十分に協議し、方法などを吟味したうえで、目的に対する実質的な効果のあがる計画をたてられるよう望む。

また、補助金算定基準及び参加者負担額等の適正化を図り、各種会費、募金の事務費からのご芳志などについては、当該募金等の趣旨を十分考慮され、その支出内容が地域住民に広く理解されるよう改善を望む。